

令和 6 年 度

第 1 回福島市廃棄物減量等推進審議会

日 時 : 令和 6 年 8 月 3 0 日 (金)
午前 1 0 時 0 0 分 ~
場 所 : 本庁 4 階庁議室

－ 次 第 －

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 議 題

- | | |
|------------------------------------|-------|
| (1) ごみ減量へ向けた新たな施策について | P 3 |
| (2) 各委員から提案のあった議題について | P 9 |
| (3) 製品プラスチックの分別回収開始に向けた進捗状況について | P 1 0 |
| (4) 令和 6 年度福島市一般廃棄物処理実施計画について | 別紙 1 |
| (5) 令和 5 年度福島市一般廃棄物処理基本計画の進行管理について | 別紙 2 |
| 〈参考〉福島市廃棄物減量等推進審議会について | 別紙 3 |

5 そ の 他

次回審議会の開催日程について

日程：1 1 月頃を想定

6 閉 会

福島市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期：令和5年6月3日～令和7年6月2日

氏 名	組 織	役職	備 考
樋口 良之	国立大学法人福島大学 教育研究院	教授	
紺野 幸一	福島市町内会連合会	幹事	旧 嶋原 久
安倍 真知子	JAふくしま未来	部長	
高橋 洋美	福島市婦人団体連絡協議会	副会長	
桃井 三夫	福島県建設業協会県北支部	支部長	
平井 優子	福島市消費者団体懇談会	副会長	
安藤 正希	福島市小中学校PTA連合会	副会長	旧 佐藤 卓宏
宮崎 悦子	福島商工会議所	常任委員	
三島 昭二	福島市衛生団体連合会	会長	
藤田 宏志	環境省東北地方環境事務所 資源循環課	課長	
菅野 智也	福島県県北地方振興局 県民環境部	部長	旧 森谷 隆

福島市出席者名簿

氏 名	所属等
齋藤 誠一	環境部長
松崎 剛	環境部次長
梅宮 裕志	環境施設整備室長
黒須 康光	環境課長
蒲倉 博幸	廃棄物対策課長
渡辺 博之	あぶくまクリーンセンター所長
小関 浩	あらかわクリーンセンター所長
根本 裕史	ごみ減量推進課長
後藤 一紀	ごみ減量推進課課長補佐兼清掃管理係長
須田 あい	ごみ減量推進課ごみ減量推進係長
畠田 克幸	ごみ減量推進課清掃指導係長
八木澤 光	ごみ減量推進課ふれあい訪問収集係長

(1) ごみ減量へ向けた新たな施策について

I 「福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正（案）

① 目的

市民及び事業者に対しごみの適正排出及びごみ分別の徹底を促し、ごみの減量並びにリサイクルの促進を図ることを目的とした根拠規定を新たに設けるため条例の改正を行う。

② 背景

【市民】

- 可燃ごみに段ボールなどの紙類や容器包装プラスチック類の混ざりごみなど不適正排出が多く、残置により対応している。
 <委託車両からの違反ごみ報告件数> 令和5年度 9,240 件
- 不燃ごみの不適正排出による収集車両の火災事故が相次いでいる。
 <車両火災件数> 令和6年度 3 件【全件消防報告】
 令和5年度 6 件【うち消防報告 5 件】
 令和4年度 4 件【うち消防報告 3 件】

【事業者】

- 事業系ごみが家庭用ごみ集積所へ不法投棄され、生ごみを狙うカラスなど鳥獣被害の一因となっている。
 <事業系ごみの不法投棄確認件数> 令和5年度 233 件

③ 改正内容（新旧対照表は P6、関連する法律及び条例は P8 参照）

- ごみ減量及び適正排出に対する協力を市民の責務として明確化する。
- 法例に反してごみを排出し悪質度が高いと認められる市民・事業者を特定し直接的な指導を行うため、ごみの開封調査や改善勧告等ができる旨の規定を設ける。

④ 期待する効果

- 市民及び事業者のごみ出し意識の向上（プライバシーは最大限配慮）。
- ごみの適正排出によるごみ減量及び地域環境の保全。

⑤ 条例施行までのスケジュール

項 目	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
条 例 改 正 案								
議 会 ・ 議 決								
周 知 啓 発								
調 査 開 始								

※住民説明会、市政だより、新聞・テレビなどのマスメディアによる広報を予定。

II 収集区分の追加・見直し

① 目的

発火の危険性が高いスプレー缶等の不適正排出による火災事故の防止、及びこれまで処理困難物として市で収集できなかった小型充電式電池等を回収品目に追加することで市民サービスを向上させ、ごみ分別の徹底及びリサイクルの推進を図ることを目的とする。

② 背景

- リチウムイオン電池などの小型二次電池やスプレー缶・カセットボンベなどがルールを守られず不燃ごみとして排出され、収集車やごみ処理施設における火災事故が本市のみならず全国で多発し、車両の損傷や収集の遅延など市民生活に大きな影響を及ぼしている。
- 小型二次電池を電源とするスマホやハンディ扇風機などの小型家電製品が近年大量に販売・消費される中、市では収集できない品目に指定しており市民のごみ排出へのニーズに対応できていない。

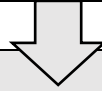
③ 内容

- 「資源物（廃乾電池類）」の新規回収

令和5年度まで		
現状	福島市では「収集できないもの」として周知啓発。 ・理由：『資源の有効な利用の促進に関する法律』に基づき、製造事業者及び輸入販売事業者に回収が義務付けられている ・排出方法：（一社）JBRC 協力店設置の回収 BOX の利用を呼びかけ ・回収対象：リサイクルマークがあるもの、変形膨れ等がないもの	
↓		
令和6年度より		
収集品目	A. 小型二次電池： ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池 ※対象外：車用鉛蓄電池、ポータブル電源	
	B. その他電池類： アルカリ・マンガン乾電池、ボタン電池、リチウム一次電池	
排出方法 (案)	案1：ステーション回収（ごみ集積所への排出）	
	メリット ・市民の利便性が向上 ・分別の意識啓発がしやすい	デメリット ・土日の排出が不可 ・委託費用の増が懸念される
	案2：拠点回収（小型家電ボックス回収）	
	メリット ・土日の排出も可 ・コストがほぼかからない	デメリット ・市民の利便性が悪い ・回収不可のものが投入される

● 「危険物（スプレー缶等）」の回収品目追加

令和5年度まで	
現状	「不燃ごみ」として収集（他の不燃ごみと一緒にの袋で可）。 ・ スプレー缶・カセットボンベ：使い切って穴を2箇所以上開ける ・ ライター：ガスを完全に抜く ルールを守らずに排出され、車両火災の原因となっている。



令和6年度より	
収集品目	A. スプレー缶・カセットボンベ（資源物） B. ライター（不燃物）
排出方法（案）	・ 収集品目を「危険物（スプレー缶等）」として収集 ・ ステーション回収を継続 ・ AとBは別袋に入れて排出（穴開け等のルールは継続）

④ 期待する効果

- 新たな収集品目の追加による市民サービスの向上。
- 車両火災を未然に防ぎ、安定的な収集・処理体制の確保。

⑤ 収集開始までのスケジュール

項 目	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収 集 実 施 案								
議 会								
周 知 啓 発								
収 集 開 始								

※住民説明会、市政だより、新聞・テレビなどのマスメディアによる広報を予定。

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表（案）

新	旧	備考欄
第一章 総則 （市民の責務） 第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用及び分別による排出を図るとともに、その生じた廃棄物をなるべく自ら処理すること等により、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。 第十章 雑則 （指導、助言、調査、改善勧告、命令及び公表） 第52条 （略） <u>2 市長は、法第16条の規定に違反して廃棄物を排出した事業者及び条例第17条、18条の規定に違反して廃棄物を排出した事業者及び市民を特定するために必要があると認めるときは、市長が指定する職員に、当該廃棄物に関し開封調査、その他必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。</u> <u>3 前項の規定により調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。</u> <u>4 前1項の規定による調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u> <u>5 市長は、法第16条の規定に違反して廃棄物を排出した事業者及び条例第17条、18条の規定に違反して廃棄物を排出した事業者及び市民に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。</u> <u>6 市長は、前項の規定により勧告を受けた事業者が当該勧告に従わ</u>	第一章 総則 （市民の役割） 第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用及び分別による排出を図るとともに、その生じた廃棄物をなるべく自ら処理すること等により、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力するよう努めるものとする。 第十章 雑則 （指導及び助言） 第52条 （略）	（見出し変更） （文言変更） （見出し変更） （2項新設） （3項新設） （4項新設） （5項新設） （6項新設）

<u>なかったときは、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を採ることを命じることができる。</u> <u>7 市長は、前項の規定により命令を受けた者（事業者に限る）が正当な理由がなく、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u>		(7項新設)
--	--	--------

関連する法律及び条例

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(投棄禁止)

第 16 条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

○ 福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(市民の役割)

第 5 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用及び分別による排出を図るとともに、その生じた廃棄物をなるべく自ら処理すること等により、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力するよう努めるものとする。

(排出基準等)

第 17 条 事業者及び市民は、市が行う家庭系廃棄物の処理に際して、市長が定める一般廃棄物の分別の区分及び排出の方法（以下「排出基準」という。）に従って排出しなければならない。

2 事業者及び市民は、市の処理施設への一般廃棄物の搬入に際して、市長が定める一般廃棄物の分別の区分及び市の処理施設への搬入の方法（以下「搬入基準」という。）に従って搬入しなければならない。

3 市長は、排出基準及び搬入基準並びに一般廃棄物処理計画に適合しない一般廃棄物については、収集又は市の処理施設への搬入の受入れを行わないことができる。

(排出等の禁止物)

第 18 条 事業者及び市民は、市が行う家庭系廃棄物の処理に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出し、又は市の処理施設に搬入してはならない。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性、発火性又は爆発性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 前各号に掲げるもののほか、家庭系廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を及ぼすおそれがある物

(指導及び助言)

第 52 条 市長は、この条例の目的を達成するため必要と認めるときは、事業者及び市民に対し指導又は助言を行うことができる。

(2) 各委員から提案のあった議題について

委員 (R6)	議題 (案) 要旨
三島 昭二 委員	・ごみ減量大作戦パート2を実施してはどうか (パート1で実施した地区座談会は市民の意識改革に最も効果的で重要な手段であることから) パート2でも実施し、全世帯の10%に参加していただくことを目標とする。多くの市民に参加してもらうため、福島市衛生団体連合会の組織力を生かし呼びかけを行う等、どうすれば集まってもらえるか議論したい。
	・分別する順序を変えるだけで資源ごみが増え、ごみ減量に効果があった自治体もあることから、ゴミの分別する方法について、「ゴミの分別と出し方」の文書等の内容を次のように変更してほしい。 第1番目に 資源ゴミ 第2番目に 燃やすすかないゴミ 第3番目に 埋め立てするしかないゴミ
高橋 洋美 委員	・指定のゴミ袋有料化導入について 消費者団体懇談会が実施したアンケート結果では、ごみ袋有料化導入は「導入すべき・有料化はやむをえない・指定袋はやむをえない」との回答が68%であることから、有料化の導入をもう一度考えてもよいのではないかと考える。
安倍 真知子 委員	・ごみの出し方の周知徹底について 市としての市民へのアピールの場をもっと設けるべきと考える。
	・海洋プラスチック問題
平井 優子 委員	・ごみ減量への関心を市民へ浸透させる手法について ・雑かみを資源物として分別してもらうための周知方法について
	・事業系ごみが生活系ごみの日(家庭用ごみ集積所)に投棄されている現状への対策について ・プラスチック系製品の分別について
安藤 正希 委員	・生ごみの減量について 「ごみ減量→重さ→生ごみ→水分を減らす」という部分に特化した考え方で良いかどうか。

(3) 製品プラスチックの分別回収開始に向けた進捗状況について

① 背景

令和4年4月に『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』の施行に伴い、製品プラスチックのリサイクルが自治体の努力義務とされたことを受け、本市においても分別回収の実施へ向けた検討を進める必要がある。

② 現状

- 福島市では現在、製品プラスチックを可燃ごみとして焼却又は不燃ごみとして破碎し埋立している。
- 製品プラスチックの分別回収は、清掃関連施設を整備する際の国補助金の交付要件とされており、今後予定する施設整備の財源確保へ向け早期の着手が必要。

③ 現在の状況と分別回収方法

● 現在の回収状況

項目		回収		処理(クリーンター)		最終
容器プラスチック	→	資源物	→	選別・梱包	→	リサイクル事業者
製品プラスチック(柔)	→	可燃ごみ	→	焼却	→	埋立(灰)
製品プラスチック(硬)	→	不燃ごみ	→	破碎	→	埋立(残渣)

※容器プラスチックは容器包装リサイクル協会を經由して処理。

● 製品プラスチックのリサイクルルート

A. 容器包装リサイクル協会を利用したルート（容リ協ルート）	
・市の役割：回収、中間処理（選別・圧縮梱包） ・容器包装リサイクル協会の役割：引き取り・資源化（リサイクル事業者に委託）	
メリット ・容器包装プラスチックと同じルートを活用できる。	デメリット ・市の中間処理設備では対応できないため、施設改修が必要となる。
B. リサイクル事業者と連携した独自のルート（独自ルート）	
・市の役割：回収、（中間処理※） ・リサイクル事業者の役割：引き取り、（中間処理※）、資源化 ※中間処理は市もしくはリサイクル事業者どちらでも可。	
メリット ・市で中間処理を行う必要がないため、施設改修の必要がない。	デメリット ・市内に業者が存在していないため、輸送コストが高い。

④ 課題

- 再商品化のルート確立に至っていない。
 - A. 容リ協ルート（市：回収、中間処理、容リ協：引き取り、再資源化）
 - ➡既存のルートを利用できるが、中間処理を行うには現施設の改修が必要。
 - B. 独自ルート（市：回収、業者：引き取り、中間処理、再資源化）
 - ➡市内に事業者が存在せず、市外搬出となるため、輸送コストが高い。

⑤ スケジュール（令和8年度から収集を開始する場合）

項 目	令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
組成分析																
実証事業																
調査検討																
収集開始																

● 令和5年度

ごみとして排出される製品プラスチックの割合を不燃ごみの組成分析にて調査。
製品プラスチックとして認定できたものが19.9%との結果となった。

A. 原材料の全部が製品プラスチックのもの：15.5%

B. 原材料の大部分が製品プラスチックのもの：4.4%

● 令和6年度

モデル地区を選定し、製品プラスチックの排出量を調査する。

A. モデル地区

南向台地区を想定。

B. 実証事業方法

1ヵ月間、資源物（プラ）の日に製品プラスチックも含めて出すよう周知。

C. 調査方法

指定項目別に分類 ➡ プラスチックを抽出

➡ リサイクル可能な製品プラスチックを調査

● 令和7年度

令和8年度以降の収集開始（予定）を目指し処理ルートの確立を含め調査検討を継続。